

愛知県立大学名誉教授の学内施設利用等に関する申し合わせ

(趣 旨)

第1 この申し合わせは、愛知県立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の大学の施設、設備及びサービス等の利用について、必要な事項を定める。

(情報ネットワークの利用)

第2 名誉教授は、愛知県立大学情報ネットワーク等利用規程第2条第5号の規程に基づき、基幹情報ネットワーク等を利用することができる。利用に当たっては、当該規程第5条に基づき利用者登録をしなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、教務事務システムを利用することはできない。

(図書館の利用)

第3 名誉教授は、愛知県立大学長久手キャンパス図書館利用規程第2条第1号及び愛知県立大学守山キャンパス図書館利用規程第2条第4号に基づき両キャンパスの図書館を利用することができる。

2 長久手キャンパス図書館又は守山キャンパス図書館が提供している電子ジャーナルについては、学内ネットワークから利用することができる。

3 長久手キャンパス図書館が提供している電子ジャーナルのうち、学外からのアクセスを許可しているものについては、当該図書館に申請してID及びパスワードの交付を受けることによって、利用することができる。

4 守山キャンパス図書館が提供している電子ジャーナルについては、学外からアクセスすることはできない。

5 図書館マイライブラリを希望するものは、図書館に申請してID及びパスワードの交付を受けることによって、利用することができる。

(科学研究費助成事業等に係る施設利用)

第4 名誉教授は、研究期間が退職時から退職後に及ぶ科学研究費助成事業等を研究代表者又は研究分担者として、本学において継続することを希望する場合、当該研究が助成される期間に限り、学長が定めた共用の研究室を使用し、そこに設置された設備を利用することができる。ただし、パーソナルコンピュータについては、利用者が準備することとする。

2 前項の名誉教授が研究代表者又は研究分担者であることに伴い、大学へ交付される間接経費は大学（管理部門）がこの全額を受領し、施設使用の諸経費等に充当する。

附 則

この申し合わせは、平成25年10月1日から施行する。